

埼玉県森林科学館指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県農林部森づくり課

平成29年7月10日から募集を開始した埼玉県森林科学館の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県森林科学館指定管理者について

指定管理者：公益社団法人埼玉県農林公社
埼玉県行田市大字真名板1975番1
代表理事 松村一郎

2 指定の期間について

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

- ・平成29年8月4日実施 4団体

(2) 応募申請団体数

- ・平成29年9月8日締切り 2団体
- ・申請団体の内訳
 - 公益法人（農林関係） 1団体
 - 宿泊業 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

1 審査基準

- ・県の林業の振興及び県の農林行政の推進に資するものであること。
- ・県民の平等な森林科学館の利用を確保することができること。
- ・関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に森林科学館の運営を行うことができること。
- ・森林科学館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ・指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ・指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審査項目

①県の林業振興及び農林業の推進

- ・県の林業の振興及び県の農林行政の推進に資するものであるか。

②公の施設の適切な運営

- ・県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。

③利用者本位の柔軟なサービスの提供

- ・利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。

④平等利用の確保

- ・県民の平等利用確保への配慮がされているか。

⑤効果的・効率的な管理・運営

- ・効果的かつ効率的な管理運営を実施できるか。

⑥安定した経営基盤

- ・法人等の経営基盤が安定しているか。

⑦個人情報の適正な取扱い

- ・個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。

⑧適切な委託料の算出

- ・指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。

⑨利用者の安全に配慮した体制

- ・救命講習受講者等が指定管理業務に関与するなど、利用者の安全に配慮した体制となっているか。

⑩施設の特徴を踏まえた事業計画

- ・事業計画は、森林科学館又は彩の国ふれあいの森の特徴を踏まえた内容となっているか。

⑪森林・林業の学習に資する提案

- ・森林・林業の学習に資する提案はあるか。

⑫隣接施設と連携した計画

- ・隣接施設と連携した利用者増に向けた計画が提案されているか。

⑬類似した業務の実施経験

- ・指定管理業務と類似した業務の実施経験があるか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
深谷 豊	公認会計士
大村 雅恵	結木の会 代表
平井 純子	駿河台大学現代文化学部 教授
永田 充徳	秩父市大滝総合支所 副支所長
山崎 達也	農林部副部長
牧 千瑞	農林部副部長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者2団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目（配点）		農林 公社	団体A
県の林業振興及び農林業の推進	30点	25	16
公の施設の適切な運営	30点	23	20
利用者本位の柔軟なサービスの提供	30点	23	20
平等利用の確保	30点	24	18
安定した経営基盤	60点	47	34
個人情報の適正な取扱い	30点	24	16
適切な委託料の算出	90点	64	58
利用者の安全に配慮した体制	60点	45	33
施設の特徴を踏まえた事業計画	90点	71	48
森林・林業の学習に資する提案	30点	24	15
隣接施設と連携した計画	30点	24	19
類似した業務の実施経験	30点	24	13
特筆すべき提案に対する加点	60点	31	22
合計点	600点	449	332

○ 公益社団法人埼玉県農林公社の選定理由

- ・農林公社が管理を受託している施設（県民の森、農林公園、種苗センター）を利用して木工品を展示販売できることや、各施設の掲示を利用したイベント情報の相互発信など、各施設と連携した管理運営の提案がされていること。
- ・今までの広報活動に加え、ソーシャルメディアの活用等集客力を高めるための提案がされていること。
- ・これまでの実績から、指定管理者として管理を任せられると評価できること。

○（参考）選定委員の主な意見

団体名	意見
公益社団法人 埼玉県農林公社	<ul style="list-style-type: none">・来園者数の増加に繋がるイベントが企画されている。・新しい広報計画については期待できる。・管理費を自主事業の収入で賄うのは難しく、県委託料の増額の提案はやむを得ない。

5 公益社団法人埼玉県農林公社の提案の概要

(1) 基本方針

- ① 森林科学館と彩の国ふれあいの森を一体化した事業の実施
- ② 地域の特色を活かした体験を通じて、森林・林業や地域文化への理解促進
- ③ 地域や隣接施設と連携し、拠点施設としての役割を最大限に発揮

(2) 管理執行体制

施設担当総括職員 1 名、嘱託職員 1 名、臨時職員 4 名の中で常時 2 名以上を配置

(3) 森林や林業についての学習に関する事業計画

- ① 展示室を活用した情報提供
- ② 森林や木とふれあえる空間の整備
- ③ 四季を通じた各種体験事業の実施

(4) サービスの向上策

- ① サービス管理マニュアルの作成
- ② 森林とのふれあいや学習のための環境整備
- ③ 森林・林業に関する質問への対応（利用者から質問には、わかりやすい言葉で丁寧に説明し対応する）
- ④ ソーシャルメディアによる情報発信やタウン誌を活用した広域的な周知活動などによる広報の実施

(5) 収支予算案

平成 30 年度の予算額については約 14.9% 増加（対平成 29 年度予算）

(6) 個人情報の取り扱い

- ① 関係諸法令及び埼玉県農林公社の諸規程などに基づく適正な管理
- ② 管理体制を整備し、職員への指導や研修・教育を実施

(7) 危機管理に対する方針

- ① 危機管理マニュアルの作成及び検証、評価、見直しの実施
- ② 不測の事態に備えた日常的な対策の徹底
- ③ 危機管理マニュアルに基づく不測の事態への対応
- ④ 各種保険への加入